

川崎区における将来的なソーシャルデザインセンターモデル創出に向けた実証プロジェクト実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（平成31年3月策定）に基づき、市民一人ひとりが多様なつながりをつくり誰もが認められる暮らしやすい地域社会の実現に向けて、提案団体と川崎区役所が協働して取り組む「川崎区における将来的なソーシャルデザインセンターモデル創出に向けた実証プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(プロジェクトの対象事業)

第2条 プロジェクトを構成する事業は、川崎区における将来的なソーシャルデザインセンターモデルの創出に資するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は対象外とする。

- (1) 専ら営利のみを目的とするもの
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (4) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (6) 国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託、補助等を受けている、又は受ける見込みのあるもの
- (7) 施設等の建設や整備を目的としたもの
- (8) 公序良俗に反するもの

(プロジェクトの実施期間)

第3条 プロジェクトの実施期間は、単年度とし、各年度の3月31日までと

する。

(提案団体の要件)

第4条 プロジェクトにおける事業の提案及び実施にあたっては、川崎区内を対象地域として事業を実施できる団体のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 団体の運営に関する規則等を備えていること
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる団体でないこと
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている団体でないこと
- (5) 公序良俗に反しない団体であること

(提案方法)

第5条 提案団体は、川崎区における将来的なソーシャルデザインセンターモデル創出に向けた実証プロジェクト企画提案書（第1号様式）（以下「企画提案書」という。）を川崎区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

2 前項に規定する企画提案書については、次の書類を添付するものとする。

- (1) 川崎区における将来的なソーシャルデザインセンターモデル創出に向けた実証プロジェクト予算書（第2号様式）
- (2) 川崎区における将来的なソーシャルデザインセンターモデル創出に向けた実証プロジェクト応募団体概要書（第3号様式）
- (3) その他区長が必要と認める書類

(経費の支出)

第6条 プロジェクトにおける事業経費の額は、プロジェクトを実施するために必要な経費を支払うものとし、年度ごとの予算の範囲内において、区長が別途定める。

(プロジェクトの決定等)

第7条 区長は、提案団体からの企画提案書等に基づく事業内容を川崎区役所企画調整会議に諮り、その意見を尊重してプロジェクトの実施の可否を決定し、提案団体にその結果を通知する。

(協定書の締結)

第8条 前条の規定により実施が決定したプロジェクトについて、第6条に規定する事業実施の経費の支出に先立ち、事業を提案した団体と区長はプロジェクト実施にあたっての基本的事項や役割分担等を協議し、協定書を締結するものとする。

(事業内容の変更、中止等)

第9条 プロジェクトを実施する団体は、その事業内容の変更又は中止をしようとするときは、その理由を明らかにして、速やかにその旨を区長に申請し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定により申請を受けたときは、内容変更又は中止の諾否を決定し、プロジェクトを実施する団体に通知するものとする。

(実施状況の確認及び調査)

第10条 区長は、必要に応じてプロジェクトにおける事業の実施状況の確認及び調査を行い、又は団体に報告を求めることができる。

2 区長は、前項の規定に基づく確認及び調査の結果、必要な場合に指導、助言等をし、又はプロジェクトにおける事業の是正、区が負担する費用の減額を求めることができる。

(実施結果の報告)

第11条 プロジェクトを実施する団体は、その事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内に川崎区における将来的なソーシャルデザインセンターモデル創出に向けた実証プロジェクト結果報告書(第4号様式)、その他必要な書類を区長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

第1号様式

年 月 日

川崎区における将来的なソーシャルデザインセンターモデル創出
に向けた実証プロジェクト企画提案書

川崎区長 宛て

| | |
|------|--|
| 団体名 | |
| 代表者名 | |

| | |
|------------|------------------------------------|
| 1 プロジェクト名 | |
| 2 経費 | 円(区負担額 円、団体負担額 円、その他 円) |
| 3 対象エリア | (プロジェクトの対象とするエリアを具体的に記入してください。) |
| 4 対象分野 | (プロジェクトの対象とする分野と対象者を具体的に記入してください。) |
| 5 プロジェクト内容 | (プロジェクトの具体的内容を記入してください。) |

| | | |
|----------------------------------|---|--|
| 6 ソーシャル デザインセ ンター機能 の実証 | (プロジェクトで実証を想定するソーシャルデザインセンター機能の内容について、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の30ページ記載の「ソーシャルデザインセンター」の機能に沿って具体的に記入してください。) | |
| | 人や団体・企業、資源・活動をつなぐコーディネート・プロデュース機能 | |
| | 支援のニーズ(活動支援、資金助成、相談、情報収集)とメニューの効果的マッチング | |
| | 地域課題の解決を目指した社会実験の展開 | |
| | 地域・市民立場の助言、専門的知識を活かした技術的支援・課題提起 | |
| | 人材育成(地域の担い手や社会的企業家など) | |
| | 「まちのひろば」への支援 | |
| | 地域メディアやソーシャルメディアを活用した情報の受発信 | |
| | 新たな参加、交流のきっかけづくり | |
| | 各区の特性に応じて必要とされる機能 | |
| その他 | | |
| 7 連携団体 | (プロジェクト実施に当たり、連携を予定している団体を記入してください。) | |
| 8 区役所に求める役割 | (プロジェクト実施に当たり、区役所に担ってもらいたい役割を記入してください。) | |
| 9 自由記入 | (プロジェクトや団体のアピールポイント、意気込みなどを自由に記入してください。) | |

※記載に補足して伝えたい事項がある場合は、別に添付することもできます(様式自由)。

川崎区における将来的なソーシャルデザインセンターモデル創出に向けた
実証プロジェクト予算書

川崎区長 宛て

| | |
|------|--|
| 団体名 | |
| 代表者名 | |

1 収入

| 項目 | 金額 | 内 訳 |
|----------|----|-----|
| 川崎市からの経費 | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| 合 計 | 円 | |

2 支出

| 項目 | 金額 | 内 訳 |
|-----|----|-----|
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| 合 計 | 円 | |

※免税事業者でない場合は、金額欄に税込み金額を記載してください。

川崎区における将来的なソーシャルデザインセンターモデル創出
に向けた実証プロジェクト団体概要書

川崎区長 宛て

| | |
|------|--|
| 団体名 | |
| 代表者名 | |

| | | | |
|-------------------|--------------|--|----------|
| 住 所 | 〒 | | |
| 電話・FAX | 電話 | | FAX |
| E-mail | | | |
| HP・SNS等のURL | HP | | Facebook |
| | Twitter | | その他 |
| 設立年月日 | 年 月 日 | | |
| 会 員 数 | 人 (年 月 日現在) | | |
| 活動目的 | | | |
| 活動内容、活動実績、団体の特徴など | | | |
| 主な連携団体 | | | |
| 委託事業、補助金・助成金などの実績 | | | |

※「団体の定款又は相当する規則や会則」、「役員(構成員)名簿」、「前年度の事業報告書」、「前年度の活動計算書(収支決算書)」を添付してください。

団体に関する申告(以下の申告内容に相違ありません。)

| No | 内 容 | チェック欄 | |
|----|---|-------|-----|
| | | はい | いいえ |
| 1 | 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としていない。 | | |
| 2 | 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としていない。 | | |
| 3 | 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていない。 | | |
| 4 | 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は、暴力団若しくは暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある団体でない。 | | |
| 5 | 団体又はその代表者が、契約を締結する能力を有する者である。 | | |
| 6 | 団体又はその代表者が、川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない。 | | |
| 7 | 公序良俗に反しない団体である。 | | |

第4号様式

年 月 日

川崎区における将来的なソーシャルデザインセンターモデル創出
に向けた実証プロジェクト結果報告書

川崎区長 宛て

| | |
|------|--|
| 団体名 | |
| 代表者名 | |

| | |
|-----------|---|
| 1 プロジェクト名 | |
| 2 実施結果 | (実証プロジェクトの実施結果を具体的な内容・成果物、開催回数、参加人数などを交えて記入してください。) |

| | | |
|----------------------------------|--|--|
| 3 ソーシャル デザインセ ンター機能 の実証 | (プロジェクトで実証したソーシャルデザインセンター機能及び実証できなかった機能を具体的に記入してください。) | |
| | 人や団体・企業、資源・活動をつなぐコーディネート・プロデュース機能 | |
| | 支援のニーズ(活動支援、資金助成、相談、情報収集)とメニューの効果的マッチング | |
| | 地域課題の解決を目指した社会実験の展開 | |
| | 地域・市民立場の助言、専門的知識を活かした技術的支援・課題提起 | |
| | 人材育成(地域の担い手や社会的企業家など) | |
| | 「まちのひろば」への支援 | |
| | 地域メディアやソーシャルメディアを活用した情報の受発信 | |
| | 新たな参加、交流のきっかけづくり | |
| | 各区の特性に応じて必要とされる機能 | |
| その他 | | |
| 4 自由記入 | | |

※記載に補足して伝えたい事項がある場合は、別に添付することもできます(様式自由)。

5 プロジェクト決算

(1) 収入

| 項 目 | 金 額 | 内 訳 |
|----------|-----|-----|
| 川崎市からの経費 | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| 合 計 | 円 | |

(2) 支出

| 項 目 | 金 額 | 内 訳 |
|-----|-----|-----|
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| 合 計 | 円 | |